

家庭数
会員各位

令和5年12月20日
むこさばカンパニー
校外委員長 山極 玲子



校外ニュース No.3

日頃よりP.T.A活動にご理解とご協力をありがとうございます。
子供たちの安全を守る為の情報や校外委員会で報告された内容などを、直接P.T.A会員の皆様にお届けしています。お子さんとお読みいただき、防犯や交通安全について考えていくきっかけにしていただければと思います。

令和5年度 危険箇所の合同点検(6月23日実施)後の結果報告

12月1日に西東京市役所学務課より令和5年度 通学路における点検箇所及び対応の方向性についての返答をいただきましたので、ご報告いたします。

① 向台町3-5付近（向南中央通り）

要望…スクールゾーンによる規制の時間帯に通行する車両が多くあり、接触する危険性がある。
対応…スクールゾーンによる規制の取締りの強化を田無警察署に依頼する。
児童への交通安全指導を徹底する。
「通学路」を周知する電柱幕を設置する。

② 新町3-1、向台町2-12付近（平和コーポ角）

要望…スクールゾーンによる規制の時間帯に通行する車両が多くあり、見通しも悪く、接触する危険性がある。
対応…スクールゾーンによる規制の取締りの強化を田無警察署に依頼する。
「通学路」を周知する電柱幕を設置する。
スクールゾーンを周知する看板の設置を検討する

③ 南町4-9付近（田無ペインクリニック横の路地）

要望…夜間は暗く、防犯面で不安がある。
対応…街路灯の照度の確認や、植栽の剪定依頼を検討する。
市所管部署に植栽の剪定を依頼する。
パトロールの強化を田無警察署に依頼する。



④ 南町4-10付近（富士見橋横断歩道近く）

要望…スクールゾーンによる規制の時間帯に通行する車両が多くあり、見通しも悪く、接触する危険性がある。
対応…スクールゾーンによる規制の取締りの強化を田無警察署に依頼する。

自転車に乗るときはルールを守りましょう

自転車を利用する際に交通ルールを守っていますか？

基本ルールである自転車安全利用五則を守り、安全運転を心がけましょう。

＜自転車安全運転利用五則＞

1. 車道は原則、左側通行。歩道は例外、歩行者を優先。

自転車は車道の左側を通ることが決まりですが子供（13歳未満）、70歳以上の人、身体の不自由な人は歩道を通ることができます。

2. 交差点では信号と一時停止を守って安全確認。

自転車に二人乗り、並んで走ることも禁止されています。

3. 夜間はライトを点灯。

4. 飲酒運転は禁止。

5. ヘルメットを着用。

運転する大人の方はヘルメットをかぶることに努めましょう。

子供を自転車に同乗させるときや子供が自転車を運転するときは、子供に乗車用ヘルメットをかぶらせましょう。



自転車は軽車両に分類され、自動車の仲間です。

また東京都では自転車利用者の対人賠償保険等への加入が義務となっています。

今一度交通ルールを確認し、加害者にも被害者にもならないように注意して走行しましょう。

◇『西東京市安全・安心いーなメール』をご存じですか？

ここ最近、市内小学校区域で不審者の情報が複数寄せられているとのことですが

学校では、不審者情報については、同校の保護者以外には配信できないため、

いーなメールにて市内全域に幅広く情報提供を行っております。

西東京市危機管理課では、市内の防災・防犯に関する情報をメールでお届けする

「緊急メール配信サービス」を行っております。

登録は無料です。登録方法については、以下のQRコードをご参照ください。



◇文部科学省作成「やってみよう！登下校見守り活動ハンドブック」のご案内

文部科学省が作成した、見守り活動のハンドブックです。

特に子どもの見守り活動を中心に展開されておりますが、いわゆる「防犯パトロール」においても通じる、市民防犯の考え方や注意点が散りばめられております。

以下のQRコードからダウンロード可能ですので、ぜひご一読ください。



日頃より、子供たちの安全のためにご協力いただきありがとうございます。

今後とも引き続きよろしくお願ひいたします。